

令和4年 第5回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年5月9日					
3. 開催通知の期日	令和4年5月9日					
4. 招集期日	令和4年5月26日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	欠	13	小池俊治	出
	3	湯本智明	出	14	齊藤蝶次郎	出
	4	山本武彦	欠	15	佐藤次雄	出
	5	山口 剛	欠	16	白鳥金次	出
	6	望月美知子	出	17	湯本貴文	出
	7	福井敏彦	出	18	上原 仁	出
	8	渡辺輝子	出	19	山本善孝	出
	9	湯本 浩	欠			
	10	藤浦忠広	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第14号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第14号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

令和4年度新規就農者について

<開会>

会長代理 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和4年第5回山ノ内町農業委員会定期総会を始めます。

欠席の報告ですが、2番の湯本久万委員、4番の山本武彦委員より連絡をいただいております。それと、まだ5番の山口委員ですが見えられていませんが、時間となりましたので始めたいと思います。

それでは、招集者挨拶、山本会長、お願いします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

何か昼間は天気よかったですけれども、今さっきちょっと外に出たら雨がぽつぽつ当たっているようで、5月の一月考えると割といい天気が続いたかなと思います。昨日またニュースをちょっと聞いていたら、大町と生坂村かな、降ひょうの被害があったみたいで、農家のほうで被害的にはちょっと分かりませんが、こちらのほうは無事に今のところ農作物が育っているのではないかなと思います。

それと何かちょっと情動的に聞いたんですけれども、リンゴのほうの実止まりが悪いような話もちょっと聞いたんですけれども、その辺がちょっとまた心配なんですけれども、どんな加減で実止まり悪いかというのはちょっと分からないですけれども、今後また災害のない年であればと思っております。

それとまた夏場暑くなりますけれども、皆さんのほうも熱中症対策などをして体にまた気をつけていただきたいと、そのように思いますけれども、よろしく願いいたします。

今日はお忙しい中、大変ご苦労さまです。よろしく願いいたします。

じゃ、係長のほうから、梨本さん、また復帰されるということでご紹介お願いいたします。

青木事務局係長 すみません、ここで少しお時間をいただきまして、令和2年1月から今年の4月までなんですけれども、長期休暇をしていました梨本担当が職場復帰しましたので、挨拶のお時間をいただければなと思います。お願いします。

梨本事務局書記 今、係長からお話ありましたとおり、5月から復帰しました梨本と申します。農業委員会では、農業新聞ですとか農業委員会だより、あと相続の関係を主に担当させていただきます。久しぶりの方も何名かいらっしゃるんですけれども、改めてよろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、これからの進行を山本会長、よろしく願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、議題に入りたいと思います。

4番の議事録署名委員の選任について、今回

1 3番 小池俊治 委員

1 4番 齊藤蝶次郎 委員

よろしくお願ひいたします。

<議事>

議 長

それでは、5番の議事に入りたいと思います。

(1) 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願ひいたします。

事務局

では、事務局から説明します。資料の1ページ目をお願ひします。報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、今月4件です。

1件目ですが、こちらが先月の定例会で報告させていただいたんですが、あっせん希望の農地について、一部あっせん希望と訂正がありました。対象農地、大字夜間瀬字○○○○○○ほか17筆のうち、大字夜間瀬字○○○○○○、字○○○○○○、字○○○○○○-○の3筆のみあっせん希望とのことです。位置図を14ページ、15ページに載せております。

2件目ですが、農地所有者は、○○○の○○○○、相続者は○○○○、対象農地、大字夜間瀬字○○○○○○-○ほか5筆、現況地目は畑で、合計面積が9,164平米です。あっせんの希望はありません。

3件目ですが、農地所有者は、○○の○○○○、相続者は○○○○、対象農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○ほか2筆、現況地目は畑で、合計面積が2,695平米です。あっせんの希望はありません。

4件目ですが、農地所有者は、○○○の○○○○、相続者は○○○○、対象農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○-○ほか14筆、現況地目は畑で、合計面積が1万272平米です。あっせんの希望はありません。

5件目ですが、農地所有者は、○○○○の○○○○、相続者は○○○○、対象農地、大字平穏字○○○○○○-○○、現況地目は畑で、面積が223平米です。あっせんの希望はありません。

6件目ですが、農地所有者は、○○○の○○○○○○、相続者は○○○○、対象農地、大字夜間瀬字○○○○○○-○ほか7筆、現況地目は畑で、合計面積が9,923平米です。あっせんの希望はありません。

以上、6件報告します。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項ですけれども、何かご質問ありましたら挙手願ひします。(なし)ないようでしたら、(2) 報告第14号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

それでは、2ページをお願ひします。報告第14号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、今月1件です。

農地の所在地は、大字夜間瀬字○○○○○○○○-○、地目は台帳、現況ともに畑、面積は250平米のうち54.5平米、農地区分は2種農地に該当します。申請人は、○○○在住の○○○○、事業の詳細は、自身が住宅と農地を所有しており、その農地が隣接しておりますが、農業機械等が入れず耕作しづらい土地となっているため、コンクリートで通路を設置するというものです。場所ですけれども、資料16ページの位置図をお願ひします。○○○○○から北に100メートルほどに位置するものです。引き続いて、公図を17ページ、登記簿謄本を18ページ、概要図は19ページにつけております。

以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。これも報告事項ですけれども、何かご質問ありましたら挙手願います。(なし)
ないようですから次に進みます。(3) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料3ページをお願いします。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月3件です。

1件目ですが、申請人、渡人は〇の〇〇〇〇〇、所有面積、6,606平米、耕作面積、3,754平米、家族総数1、稼働人員がゼロです。受人が、〇〇の〇〇〇〇、所有面積、1万2,899平米、耕作面積、2万3,229平米、家族総数2、稼働人員が2です。申請地は、大字寒沢字〇〇〇〇-〇、地目は畑で、面積は2,533平米となります。契約内容は贈与となります。理由ですけれども、渡人につきましては、労働力不足のため、受人につきましては、賃貸借していた農地の取得となります。位置図を20ページ、公図を21ページに載せております。場所につきましては、いで湯の里から西の方角にある農地となっております。

2件目ですが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、3,142平米、耕作面積、213平米、家族総数4、稼働人員がゼロです。受人は〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、1万9,031平米、耕作面積、2万3,214平米、家族総数4、稼働人員が4です。申請地は大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、地目は畑で、面積が892平米となります。契約内容は贈与となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため、受人につきましては、賃貸借していた農地の取得となります。位置図を22ページ、公図を23ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇から南の方角にある農地となっております。

3件目ですが、申請人、貸人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、8,316平米、耕作面積、4,567平米、家族総数2、稼働人員はゼロです。借人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員が1です。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇の3筆、地目は畑で、合計面積が1,740平米になります。契約内容は賃貸借で、全体で7,000円です。理由ですけれども、貸人につきましては、労働力不足のため、借人につきましては、野菜の栽培で新規就農となります。位置図を24ページ、公図を25ページに載せております。場所については、〇〇〇〇〇から東の方角にある農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て……すみません、3件目、公図26ページに載せています。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、補足説明をお願いいたします。1番の案件について、上原代理、お願いいたします。

上原委員 〇〇の〇〇〇〇〇〇さんですが、旦那さんが亡くなられたときにはほぼ全ての農地を貸しておられて、受人の〇〇〇〇〇さんですが、数年前にこの隣接する畑を贈与されていて、今回、ここの農地は利用権設定終了後贈与するという形になっており、4月に終了となりましたので、この時点で贈与という形になりました。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、同じく上原代理、お願いいたします。

上原委員 渡人の〇〇さんですが、実家はもう既に取り壊されており、受人の〇〇〇〇さんですが、そのお父さんの代からずっとこの畑を借りておられ、こちらも利用権設定がここで終了ということになりまして、〇〇さんはもう町外で住んでおられて、耕作はしないということで贈与という形になりました。これも問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本(貴)委員 貸人の〇〇〇〇さんにはずっと勤めに出ておられて、うちでちょっと仕事ができないという労働力不足のため、畑を貸したいということ。それと、借人の〇〇〇〇のほうは、この春一応勤めは全部終わってうちにずっといられるというところで、農業もしたいということで、2人、知り合いなもんですんで、その両方で話が進んでお互いにこの話が決まったものです。2人とも大変真面目な方ですんで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。3番の案件について質問のある方は挙手願います。
藤浦委員。

藤浦委員 確認なんですけれども、この借人、〇〇さんは所有もされていないということですが、今回の申請の面積が723平米、町の農家としての要件を満たさないと思うんですけれども。

事務局 合計面積が1,740平米になりますので……

事務局 すみません、山ノ内町の農地の取得の下限面積なんですけれども、1,000平米以上ということにして、今回、〇〇さんが取得する農地は3筆ありまして、3筆の合計が1,740平米ということで、今回、面積的には要件満たしているということで、問題ないということになります。

議 長 藤浦委員、よろしいでしょうか。
ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、(4)番、議案第14号 農用地利用集積計画の承認について、事務局よりお願いいたします。

事務局 では、資料の6ページをお願いします。議案第14号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が2件、利用権設定の新規が6件、再設定が6件の

計14件です。

まず、売買のほうから申し上げます。1件目ですが、所有権の移転を受ける者、○○○○の○○○○、移転する者、○○○○○○○○○○、移転する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○、同じく字○○○○○○○○○○と○○○○○○○○、現況地目が畑で、3筆合計面積3,454平米です。利用目的は醸造用ブドウの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払い期限、引渡しの時期につきましては、令和4年6月15日、対価につきましては、3筆合計で23万円となります。

2件目ですが、所有権の移転を受ける者、○○○○○○○○○○、移転する者、○○○○の○○○○、移転する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○-○○、同じく字○○○○○○○○ほか2筆、現況地目、畑で、4筆合計で4,962平米です。利用目的はリンゴ、ブドウなどとなっております。所有権の移転時期、対価の支払い期限、引渡しの時期につきましては、令和4年6月20日、対価につきましては、合計で99万2,000円となっております。

続いて、8ページをお願いします。

次に、利用権となりますが、1件目につきまして、設定を受ける者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字佐野字○○○○○○○○、田で、2,302平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、水稻の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり4,000円の新規設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○○○-○○、同じく○○○○○○○○-○○ほか2筆、いずれも畑で、合計面積が1,783平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり3万円の再設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○-○○、畑で、1,593平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字佐野字○○○○○○○○-○○、畑で、1,245平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万3,000円の新規設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字佐野字○○○○○○○○-○○、畑で、1,797平米です。利用権の種類は賃借権で、1年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は、10アール当たりで3万円の新規設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○-○○と○○○○○○○○-○○、畑で、2筆合計面積が2,968平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でプラムとソバの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり5,000円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字佐野字○○○○○○○○-○○、畑で、2,740平米です。利用権の種類は賃借権で、7年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、全体で3万円の新規設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する者が、○○○○の○○○○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○-○○、畑で、1,696平米です。利用権の種類が賃借権で、1年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万2,000円の再設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇、畑で、2,215平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万円の新規設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、畑で、974平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は、10アール当たりで1万2,000円の新規設定となります。

11件目ですが、設定を受ける者が、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で、1,370平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

12件目ですが、設定を受ける者が、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、田で、1,131平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

以上、14件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、所有権移転のほうの案件の補足説明をお願いしたいと思います。1番の案件について、福井委員、お願いいたします。

福井委員 〇〇さんは、このたび中間管理機構を通して農地を取得し、以前からワイン作りを見習い、これから作っていかうと考えております。現在、〇〇さんは、リンゴ栽培を問題なくされており、これからも問題なくやっていると考えております。現地を見てきましたけれども、まだ荒れていまして、これから手を加え、来年から苗を植えてやっていく予定です。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願ひします。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本(貴)委員 〇〇〇〇さんがもう大分高齢な方でいらっしやいまして、息子さんが今度定年退職でうちに入られているんですが、農業をやることとちょっと量が多くて自信がないということで、畑を売りたいということで話があつてこうなつた話です。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

続きまして、利用権設定の案件について補足説明をお願いしたいと思います。1番の案件について、私が説明をいたします。

畑を貸すほうの〇〇〇〇さんなんですけれども、現在勤めに出ておられ、水田を作っていたわけなんですけれども、人手を借りてやっていたわけなんですけれども、ちょっと無理

になってきたということで、〇〇〇さんのほうに打診したところ、借り受けるということでは話が決まりました。

〇〇さん自体田んぼ作っておられるんですけども、1年間は田んぼを作って、その後果樹を植えたいという予定でいるそうです。新規ですけども、〇〇〇さんのほうもまだ若いというところで、馬力がありますので大丈夫だと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、湯本智明委員、お願いいたします。

湯本(智)委員 〇〇〇さんのほうも全然畑のほうをやっておられませんし、〇〇〇さんのほうも何十年もお父さんの代から借りている畑ですし、真行さん、畑頑張っていますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

3番の案件について、小池委員、お願いいたします。

小池委員 〇〇〇〇さんなんですが、数年間畑等をやっておらず、〇〇〇〇さんが借りていて、再契約でソバをやられるそうなので、問題ないかと思っておりますのでひとつよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

4番の案件について、私が補足説明をいたします。

〇〇〇〇さんなんですけれども、数年前に体調を崩したということで、リンゴ栽培をしていた畑なんですけれども、ちょっと荒らしていたということで、隣に〇〇〇〇さんの畑があるということでその畑を、数年前から桃を作りたいなという考えではいたそうなんですけれども、ここで桃の植樹をして桃の栽培をしたいということで話が決まりました。

〇〇〇〇さんなんですけれども、〇〇〇〇さん自体は勤め人で、両親が農家をやっておるわけなんですけれども、土日にかけては農作業の手伝いをするということで、新規ですけども大丈夫だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

それでは、5番の案件について、上原代理、お願いいたします。

上原委員 〇〇〇〇さんなんですが、以前から野菜を作りたい、旅館等で使いたい野菜を作りたいなんてことを言われたんですが、この春より、隣接する隣の畑なんですけど借りて、剪定していたところその隣が空いていて、〇〇〇〇〇〇さんという方なんですけど、手入れは起こしたり、草刈りとかちゃんとまめにされているんですけど、今勤めということで忙しくて、なかなか作は作れないということでお聞きしたところ、1年更新であれば貸してもいいよということで今回話がまとまりました。1年ずつでもあり、野菜ということなので、いつお返ししてもいい状態ということでお借りするというので、今回話

がまとまりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
6番の案件について、小池委員、お願いいたします。

小池委員 ○○○○さんなんですが、若干ちょっと年はされておるんですけれども、かくしゃくとされておりまして、再契約でソバを作るということで問題ないかと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
7番の案件についてですけれども、私が補足説明をいたします。
○○○○さんなんですけれども、数年前にやはり体調を崩しまして、農作業のほうを一切できなかつたわけで、畑のほうも荒らし気味でいたわけなんですけれども、草刈り程度は人を頼んでやっていたわけなんですけれども、○○○○さんと話がまとまりまして、ここで桃を植えて栽培したいということで、新規設定ですけれども、○○さんのほうも後継者が入りまして、農作業を教えながら農家をやっていくということで頑張っていますので、よろしくお願いいたします。
この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
8番の案件について、湯本貴文委員、よろしくお願ひします。

湯本(貴)委員 ○○さんについては高齢でいらっしゃるし、また1人でおられますので、ちょっと畑はできないということと、○○さんのほうはプラムをやりたいということでやっておるわけなんです、また再契約でもありますので問題ないかと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。賛成多数で可決いたします。
それでは、9番の案件について、私が補足説明をいたします。
○○○○さんなんですけれども、高齢ということで、今までこの2反歩近くの畑なんですけれども、自家用野菜と山菜を作っていたわけなんですけれども、全部使い切れず、使えないところは草刈り程度はしていたわけなんですけれども、ちょっと高齢になってきたということで、近くにお住まいの○○さんがそこを借り受けて、リンゴの栽培をしたいということで話がまとまりましたということの新規設定ですけれども、○○さんも若いし、地域のリーダー的になっていただきたい人ですので、頑張っていますのでよろしくお願いいたします。
この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
10番の案件について、補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本（貴）委員 ○○○○さんについては、高齢な方でいらっしゃる、奥さんと2人で住んでいるだけで、ちょっと農業ができないということ。それと、○○○さんのほうはしっかり農業をやっていらっしゃるということでありますし、これ新規ということになっておるんですが、実際にはずっと畔上さんが耕作していられて、本当は○○さんがやる前に、違う1人の方、入っていらっしゃる、その方が○○さんが農業やっているということでやっているんですが、そんなようなことがあって、○○さんと○○さんの話がうまく進んでいなくて、今回しっかり決めろということで新規ということになっておりますが、ずっと耕作しているところの案件であります。今回きれいに話が決まったんで、これでいいかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、11番の案件の補足説明を下田委員、お願ひいたします。

下田委員 貸人、○○○さんは、○○○2代目社長として現役で頑張っておられまして、お父さんはそばの里づくり委員会で中心人物として頑張っておられまして、お母さんは○○○○○○の会員になっていたという状況であります。先ほどの○○○さんも同じ○○○○○○の会員ということで、一緒にキャンプなんかやったときも、地域貢献とか学校のほうの育成とか力を入れた人で、人柄という意味でも十分だと思います。再設定ということでありますので問題ないと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
最後になります。12番の案件を福井委員、補足説明をお願ひいたします。

福井委員 ○○○さんと○○○○○○としてこれまでソバを作ってまいりまして、特にトラブルもなくやってまいりました。再設定ですので問題ないと思えます。お願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
議事については以上をもちまして終了といたします。大変ご協力ありがとうございました。

<その他> 令和4年度新規就農者について

会長代理 それでは、以上をもちまして第5回山ノ内町農業委員会定例総会を終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午後16時50分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。